

## 議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和7年2月6日（木） 午前10時01分～午後0時19分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 大島令子      副委員長 田崎あきひさ 委 員 岡崎つよし      川合ともゆき      ささせ順子 富田えいじ      野村 弘              山田かずひこ
職務のため出席した者の職氏名	市 長 佐藤有美 総務部長 加藤英之      総務部次長 福岡隆也 行政課長 山田美代子      財政課長 井上隆雄 議 長 木村さゆり 委員外議員 山田けんたろう      わたなべさつ子 事務局長 横地賢一      議事課長 福岡弘恵      議事係長 村瀬紗綾香

1 あいさつ  
議長  
市長

### 2 議題

(1) 令和7年第1回長久手市議会定例会について

ア 付議予定議案について

＜説明：総務部長、総務部次長、行政課長、財政課長＞

・ 議案第2号～第26号、同意案第1号

(副委員長) 政務活動費の増額について、これまで議会運営委員会並びに議会で議論してきた。令和7年度予算の増額要求をしたが、議案第2号で増額されていない。私は市長から、「議会で意向をまとめてもらえるなら聞く」という旨の発言を聞いている。議会から政務活動費の増額要求があったことは、市長の耳に入っていたか。

(市長) 私は、査定が終わって確定するまでは把握しておらず、後に結果としてその状況を把握した。議会事務局からは要求が上がっていたが、市の財政を鑑みて増額は難しかったということである。

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

＜市長、総務部長、総務部次長、行政課長、財政課長退席＞

## イ 会期日程について

### <説明：事務局>

- ・ 2月20日から3月18日までの27日間
- ・ 総務くらし建設委員会及び予算決算委員会総務くらし建設分科会  
：2月25日、26日
- ・ 教育福祉委員会及び予算決算委員会教育福祉分科会：2月27日、2月28日
- ・ 予算決算委員会：2月21日、3月12日

(委員長) 説明のと通りの会期日程でよいか。

<異議なし>

(委員長) 今定例会は審査する議案が多く、常任委員会・分科会の時間が長くなることが想定される。3月3日に予備日も設けられていることも考慮し、常任委員長は各日の会議を何時頃まで続ける予定でいるか。

(富田委員(教育福祉委員長))

市職員の勤務時間もあるので、午後5時くらいには終了するように意識しているが、事務局と相談しながら進める。

(委員長) 市職員の時間外勤務の限度は何時までか。

(事務局) 時間外勤務の限度が何時までかという質問に答えるのは難しいが、例えば午後5時15分の時点で、一つの課の審査の途中だとか、同じ部の中の1課の審査だけ残っているような場合、委員長の判断により、執行部の協力を確認した上で適切な時間まで対応してもらうことはできると考える。それが午後8時とか9時となると、時間外勤務時間がそれなりに長くなるので、翌日や予備日にするかどうか、委員長と執行部との相談の結果次第になるかと思われる。当日の状況によるところであり、この場で何時までとは決めにくいのではないか。

(委員長) 特に総務くらし建設委員会は審査する議案が多く、時間を気にしながらではきちんとした審査ができないと思うので、3月3日の予備日を使用することも考慮しながら進めてほしい。

## ウ 議事日程について

### <説明：事務局>

- ・ 第1号 会議録署名議員の指名(野村弘議員、ささせ順子議員)  
会期の決定  
諸般の報告  
議案第2号から議案第26号まで(上程、施政方針、説明)  
同意案第1号(上程、説明、議案質疑、討論採決)
- ・ 第2号 諸般の報告に対する質疑  
議案第2号から議案第26号まで(議案質疑、委員会付託)
- ・ 第3号～第5号 一般質問(代表質問、個人質問)
- ・ 第6号 議案第2号から議案第26号まで(委員長報告、質疑、討論採決)

(委員長) 資料のと通りの議事日程でよいか。

<異議なし>

エ その他

<説明：事務局>

・委員会付託議案

総務くらし建設委員会 条例9件、その他1件

教育福祉委員会 条例3件

予算決算委員会 予算12件

・施政方針を配付

(委員長) 説明のとおりでよいか。

<異議なし>

(2) 市議会に関する条例改正案について

・議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(事務局) 期末手当を年間0.05月分引き上げる改正案で、令和6年12月の期末手当を0.05月分引き上げ、令和7年度以降は6月と12月の期末手当をそれぞれ0.025月分引き上げる内容である。

(委員長) 資料のとおり議案として提出することとしてよいか。

<異議なし>

・議会基本条例の一部を改正する条例

(事務局) 令和6年8月から本委員会で協議してきた結果を反映したものとなっている。

なお、前文の改正点を協議する際には論点としては上がらなかったが、前文の解説文の中に「議決機関」という文言が入っている。条文内の「議決機関」は「議事機関」に改正することになっているので、解説文も併せて改正する必要があると考える。

(委員長) 前文の解説文内の「議決機関」を「議事機関」に改正することとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) 資料のとおり議案として提出することとしてよいか。

<異議なし>

・委員会に関する条例の一部を改正する条例

(事務局) 市長公室の所管を、総務くらし建設委員会から教育福祉委員会に変更する内容である。施行日について、案として令和7年5月10日と記載しているが、議会人事を決定する令和7年第2回臨時会と予備日が5月8日、9日に予定されており、その翌日としたものである。

(委員長) 施行日も含め、資料のとおり議案として提出することとしてよいか。

<異議なし>

- ・個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（デジタル手続法改正に伴う改正）
- ・個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（刑法改正に伴う改正）

(事務局) 改正点は2件とも、法律の改正に伴う条ずれや所要の文言整理である。

(委員長) 今定例会の市長提出予定議案にも、デジタル手続法及び刑法の改正に伴う条例改正の議案がある。

次回の委員会までに、意見があれば会派または個人でまとめておいてほしい。

<休憩：午前11時09分>

<再開：午前11時20分>

(委員長) 今定例会の最終日に議会提出議案5件を上程する予定としていたが、期末手当の改正・議会基本条例の改正・委員会条例の改正の3件については、開会日に上程から討論採決まで行ってはどうかと考える。意見はあるか。

(事務局) この3件については、これまでの委員会で十分な議論がされてきており、改正内容を委員全員が承知のことと思うので、開会日の上程も可能ではないかという提案である。この3件のみ先に上程する場合、開会日の議事日程が変わってくるので、次回の委員会で改めて諮っていただく。

(岡崎委員) 今定例会の市長提出予定議案の中で、デジタル手続法及び刑法の改正に伴う条例改正の議案というのはどれか。

(事務局) デジタル手続法の改正に伴う条例改正は議案第16号「長久手市税条例及び長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」、刑法の改正に伴う条例改正は議案第17号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」である。それぞれの法改正の影響を受ける条例をまとめて、二つの議案としている。なお、議案第22号も「長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」という議案名であるが、生活保護法の改正に伴うものとのことである。

(岡崎委員) デジタル手続法の改正に伴う条例改正の施行日は令和7年4月1日だが、刑法の改正に伴う条例改正の施行日は令和7年6月1日となっているのはなぜか。

(事務局) 刑法の改正の施行日が令和7年6月1日であり、それに合わせて施行する必要があるからである。

(委員長) 期末手当の改正・議会基本条例の改正・委員会条例の改正の3件については、開会日に上程から討論採決まで行うこととしてよいか。

<異議なし>

(3) 「政務活動費を充てることができる経費の範囲の運用指針」の改正について

<説明：事務局>

- ・令和7年4月1日改正
- ・資料作成費：インク・トナー代の上限額を年間1万円から1万5,000円に引き上げる。
- ・資料購入費：新聞購読料の紙数制限を撤廃する。スポーツ紙は対象外とする。

(事務局) 令和6年8月から本委員会で協議してきた結果を反映したものとなっている。なお、新聞購読料の領収書については、今後は購読するもの全ての領収書が必要になるので、その旨の記載は不要なため削除した。

(委員長) 資料のとおり改正することとしてよいか。

<異議なし>

### 3 その他

(山田委員) これまで本委員会で議題として上がった議員定数・議員報酬について、先日実施した全議員研修で講師から話があった。研修の結果について、検証が必要ではないか。

また、研修の中で政治倫理についても話があったが、ハラスメント防止に関する条例を制定する自治体が増えてきており、本市議会でも検討する必要があると思う。

(委員長) 現在の委員任期内に行う議会運営委員会は、あと2月18日と3月18日の2回となっており、次期に引き継ぐ事項について、その2回の委員会で意見を出していただいてまとめる予定である。今意見のあった「全議員研修の結果検証」と「ハラスメント防止条例制定の検討」は、次期に引き継ぐ事項としたい。

(岡崎委員) 研修の最後に、講師の方が今後も何か質問があれば連絡してよいとおっしゃっていた。議員個人が直接連絡してよいのか、事務局を通す必要があるのか。議員個人から直接連絡してよいのであれば、連絡先を教えてください。

(委員長) 議会全体で共通の内容について勉強したいということであれば、議会から依頼した方がよいと思うが、議員個人の質問事項についてはどうか。

(議長) 講師の方に確認する。

(富田委員) 今後のことであるが、研修の講師を選定する際も議会内で話し合いが必要ではないか。また、市で大学連携を行っているので、研修の講師の選定に生かしてはどうか。

(副委員長) 研修のテーマについては、議会内で話題となっていることや議員個人からの希望を踏まえて正副議長が決定し、講師の選定も事務局からの提案を基に正副議長が行っている。テーマ決めから講師の選定まで、議員の意見をしっかり聞いて反映していただきたいが、議会運営委員会がその流れに関わっていないのが現状である。

(事務局) 今回の研修の講師をお願いした森氏は愛知学院大学の教授で、研修前の打合せの際に聞いたところでは、愛知学院大学も民間企業や行政との連携について

重要視しているとのことである。愛知学院大学は、市が行っている大学連携事業の4大学には入っていないが、今後、研修講師の紹介のみならず、議会で何か研究したいテーマが上がった場合には、愛知学院大学や市が連携している4大学とどのように連携できるか、整理する必要があると考える。

まずは、山田委員から意見があったように、今回実施した研修の振り返りをして、次期の委員会に引き継ぐ内容を整理されてはどうか。

(副委員長) 森氏自身も「現場のことを知らない」という前提で発言されていたが、講師が言ったことが全てではない。研修結果の検証といっても、講師の発言に対する議員個々の感想は様々だと思うので、意見交換の場とするのかや、議会運営委員会が主体として行うのか、議長が行うのかなど整理が必要である。

報酬については、特別職報酬等審議会の会長をされている石橋氏にも話を聞く機会があるとよいと思う。

(委員長) 研修のテーマ決め及び講師の選定、大学との連携の仕方について、次期に引き継ぐ事項とする。

本日、令和7年度当初予算案が配付されたが、政務活動費の増額要求をした結果について、事務局から報告願う。

(事務局) 事務局からは、年額12万円から年額15万円への増額要求をしたが、査定結果としては増額されず、これまでと同額の年額12万円の予算措置となっている。

(委員長) 本委員会で議論してきた中で、政務活動費を増額要求するから、議会としても身を削るため、議員控室の新聞設置をやめるという決定に至った。この点について意見はあるか。

(副委員長) 私は市長から、「政務活動費の増額については、議会で意向がまとまっていれば検討する」という旨の発言があったと認識しており、市長に議会の意向が伝わっていなかったことが非常に残念である。

議長からも、事務局を通してではなく、直接市長に要望を届けていただいたか。

(議長) 直接、話をした。

(副委員長) 先ほどの市長の答弁は、査定が終わって確定するまで知らなかったというような内容であった。

(委員長) 市長の答弁は、議会から要望があることは分かっていたが、結果として増額が認められなかったことについては後になって知ったということではないか。

(副委員長) 予算の最終決定権者は市長であり、議会の要望が認められていない状況についても市長の判断と言える。市職員が行った査定内容を知らなかったという趣旨で答弁したとするなら、それも問題発言ではないか。

(委員長) 増額要求が通らなかったという結果を、事務局はいつ知ったのか。

(事務局) 当然今日よりは前に査定結果が出ているので、先に把握はしているが、議案

として扱われる以上、今日をもってしか公にできないという認識である。また、増額の要求は出すようにとの指示によりそのとおりに要求したが、是が非でも年額 15 万円への増額要求を通すようにという話ではなかったと認識している。

(委員長) 政務活動費を議員一人当たり年額 15 万円に増額すると、全体で約 60 万円の予算増となるので、議会としても身を削るため、年額約 20 万円ほどかかっている議員控室の新聞設置をやめるという決定をした。結果として政務活動費は増額されず、新聞設置をやめることで議会は身を削るだけになってしまった。

事務局長は、政務活動費の増額がされていない結果に対し、何も言わずに了承するだけなのか。

(事務局長) 私には当然、予算の決定権はない。事務局として、議会の意向である増額の要求は指示どおり行っており、結果が要求どおりにならなかったことについて事務局長の姿勢を問われても困る。

(委員長) 政務活動費の増額と議員控室の新聞廃止は連動していることを、市の財政担当にきちんと話したのか。

(事務局長) 政務活動費の増額と議員控室の新聞廃止を横並びにして話されているが、私の認識は違う。政務活動費の対象となる新聞購読料の紙数制限を撤廃することに決定したため、議員控室の新聞設置の要否について検討され、廃止することになったと認識している。現状として、毎日議員が来庁して新聞を読んでいる状況ではない。

紙数制限が撤廃されたため、政務活動費でたくさんの新聞を購読することにしたとしても、政務活動費の使用状況を考えれば、現状の金額で不足するということにはならないと思う。全額使い切っている議員も一部いることは承知しているが、財政担当には事務局からそのような状況を説明し、財政担当は使用状況を鑑みて査定したものと思う。

(ささせ委員)

議長が市長に直接話をされたとき、市長からはどのような回答があったのか。

(議長) 市長としては努力したいとのことであった。ただ、執行部では現在、事業総点検を行って各課の予算削減の検討を進めている最中であり、政務活動費の増額がされなかった結果については、そういう事情からのことと受け止めている。

(山田委員外議員 (副議長))

私の認識は事務局長と同じである。会議録も確認したが、令和 6 年 11 月 13 日の委員会で、新聞購読費の紙数制限撤廃に伴う議員控室の新聞の取扱いが議題とされ、11 月 25 日の委員会で廃止との結論を出した。一方、政務活動費の増額については 9 月末に話し合い、11 月 13 日の委員会の時点で、増額要求をしたとの報告が事務局長からあった。政務活動費の増額と議員控室の新聞廃止は別の議題として上がっており、政務活動費が増額されるなら議員控室の新聞を廃止するという流れではなかったと記憶している。

(山田委員) 副議長の言うとおりに、政務活動費が増額されるなら議員控室の新聞を廃止す

るというように、話の筋が変わってしまっている。

(わたなべ委員外議員)

政務活動費が現行の金額で不足している議員もいるが、増額されなかった背景にはやはり、市の財政が厳しいということがあると思う。議員各自、政務活動費の使い方についてしっかり考える必要があると感じた。

(委員長) 事務局長が「議員が毎日来庁して、議員控室の新聞を読んでいる状況ではない」などと新聞の活用の仕方まで発言し、不要と決めるのは越権行為である。

(議長) 議員控室の新聞の廃止を決めたのは本委員会であり、事務局長ではない。

(副委員長) 私は議員控室の新聞の廃止について、身を削る改革とは全く思っていない。政務活動費の金額と議員控室の新聞をどうするかは、別の話として扱うべきである。議長は、直接市長に政務活動費の増額要望を届けてくださったとのことであり、増額にならなかった結果について市長から議長に話があるべきである。また議長も、その結果をただ受け入れるのではなく疑問に思っただけだと思ふ。

(委員長) 政務活動費の議論については、本日はここまでとする。  
他に何かあるか。

(事務局) 議員控室の新聞の廃止が決定した令和6年11月25日の委員会で、副委員長から「執行部が取っている新聞を議会が共有することはできないか、議長から確認してほしい」という旨の発言があったので、議長とともに執行部に確認をした。

令和5年度までは、庁舎全体で一般新聞5紙を3部ずつ購入していたが、行政改革や事業総点検などにより、令和6年度からは1部のみの購入としている。現在、新聞は本庁舎2階のコピー室に設置しており、議員が立ち入ることはできない。また11月25日の委員会で「執行部が取っている新聞を議員控室に設置できないか」との意見もあったと思うが、市職員が閲覧するためという購入目的が達成しづらくなるので、議員控室には設置できない。

これらを踏まえて執行部と調整し、発行当日の新聞は執行部が業務に使うためコピー室に設置し、翌日に議員控室の本箱に移し替え、その後は現在と同様、議員控室で一定期間保管するという共有の仕方、執行部の合意が得られた。

(委員長) 次回は令和7年2月18日(火)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。